

補助金チェックシート(新規)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市鉄道施設耐震補強事業費補助金				補助金番号	G4-13		
所管部署	都市整備部 都市計画課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市鉄道施設耐震補強事業費補助金交付要領							
制定状況		制定済 ⇒	令和 年 月 日施行					
	○	未制定 ⇒	令和 7年 2月制定、令和 7年 4月 1日施行予定					
交付の目的	国の省令に基づき、鉄道事業者が実施する鉄道施設の耐震補強に対し、国・府・市が協調し事業費の一部を補助することで、鉄道施設の耐震補強事業を推進し、鉄道利用者の安全確保、列車の安全・安定輸送並びに地震災害時における緊急応急活動の機能確保を行う。なお、本事業は、令和2年度末に、当時の基準における耐震補強が完了し一旦要綱を廃止していたが、令和4年3月の福島県沖地震を契機として国が省令改正を行い、耐震補強の対象施設が拡大されたため、要領を制定し、耐震補強事業を推進するものである。							
補助対象経費	事業費(鉄道施設の耐震補強)							
補助率・補助額	定率補助							
交付先	鉄道事業者							
開始年月日	令和 7年 4月 1日(予定)			サンセット期日	令和9 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 予算要求額

(千円)

	月補正	令和7 年度当初予算
要求(予定)額		6,000
特定財源	国庫支出金	
	府支出金	
	その他	
一般財源	0	6,000

(件)

交付見込み件数	1
---------	---

3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	国の省令に基づき、鉄道事業者が実施する鉄道施設の耐震補強に対し補助金を交付するものであることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	第三期実行計画に位置付けられた施策であり、災害に強いまちづくりを推進していくために当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和4年3月の福島県沖地震を契機とした国の省令改正に伴い鉄道事業者が実施する事業であり、早急な耐震対策が必要である。

有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業実施にあたり鉄道事業者より提出される事業効果書により、当該補助金交付による効果を把握する予定である。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	鉄道事業者において、現場状況に応じて耐震補強工法の比較検討が実施されており、補助金交付が適正で効果的な手法であると認められる。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	国・府の要綱に定められた交付対象要件に該当する鉄道事業者を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助率は補助対象事業費の1/6としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要領に定める。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助対象となる鉄道事業者に対し補助制度を通知する。 対応予定時期:令和7年1月

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	国・府の要綱に基づき実施する事業であり、公益上必要と認められる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	国の省令改正に伴い鉄道事業者が実施する事業であることから、補助金交付が必要であると客観的に認められる。